

復興推進会議（第29回）・原子力災害対策本部会議（第53回）合同会合 議事録（案）

1 日 時：令和3年3月9日（火） 7：15～7：35

2 場 所：官邸2階 大ホール

3 出席者：

【議長】菅義偉内閣総理大臣

【副議長】平沢勝栄復興大臣<進行>

【議員等】麻生太郎副総理、茂木敏充外務大臣、河野太郎国務大臣、赤羽一嘉国土交通大臣、田村憲久厚生労働大臣、小此木八郎国務大臣、梶山弘志経済産業大臣、加藤勝信内閣官房長官、上川陽子法務大臣、西村康稔国務大臣、平井卓也国務大臣、井上信治国務大臣、武田良太総務大臣、岸信夫防衛大臣、野上浩太郎農林水産大臣、丸川国務大臣、萩生田光一文部科学大臣、坂本哲志国務大臣、小泉進次郎環境大臣、坂井学内閣官房副長官、岡田直樹内閣官房副長官、亀岡偉民復興副大臣、横山信一復興副大臣、岩井茂樹復興副大臣、江島潔経済産業副大臣、堀内詔子環境副大臣、吉川赳復興大臣政務官、三谷英弘復興大臣政務官、杉田和博内閣官房副長官、近藤正春内閣法制局長官、更田豊志原子力規制委員会委員長

4 配布資料

資料1 復興10年間の現状と課題

資料2 原子力災害からの福島復興の進捗について

資料3-1 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

資料3-2 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（案）

参考資料1 復興推進会議構成員

参考資料2 原子力災害対策本部構成員

参考資料3 被災地の環境再生に向けた取組の現状

5 議 事

(1) 復興10年間の現状と課題について

(2) 原子力災害からの福島復興の進捗について

(3) 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の改定について

○平沢復興大臣 ただいまから、第29回「復興推進会議」・第53回「原子力災害対策本部会議」合同会合を開催いたします。

東日本大震災の発災から間もなく10年の節目を迎えます。本日は、この10年間における復興の全般的な状況と原子力災害からの復興の進捗について報告の上、来年度から始まる第2期復興・創生期間以降に向けた復興の基本方針の改定について御説明させていただきます。

それでは、議事に入ります。

お手元の資料1を御覧ください。まずは、「復興10年間の現状と課題」について御説明いたします。

まず、1ページでございます。地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階にあり、原子力災害被災地域は復興・再生が本格的に始まった段階であります。復興の各分野、具体的には、「被災者支援」、「住まいとまちの復興」、「産業・生業の再生」、「福島復興・再生」における取組を総括してお示ししております。

次に、2ページでは、それらの各分野における復興の進捗状況をデータでお示ししています。

また、3ページから5ページでは、被災者支援等における現状や取組について、具体的な事例を交えてお示ししております。

続いて、6ページと7ページについてですが、ここにお示ししてありますとおり、福島の本格的な復興・再生に向け、帰還環境の整備や風評対策など様々な取組を進めております。そうした中で、7ページの中ほどに記載している国際教育研究拠点については、昨年12月に本会議においてその整備に向けた方針を決定したところであります。今後、関係省庁と連携してその具体化に向けて検討を進めてまいりますので、各大臣におかれましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、8ページを御覧ください。本年夏の復興五輪は、被災地の復興しつつある姿を国内外に発信する絶好の機会であります。復興の後押しとなるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

説明は、以上であります。

引き続き、各閣僚におかれましては、御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、「原子力災害からの福島復興の進捗について」、梶山経済産業大臣から御報告をいただきます。

○梶山経済産業大臣 資料2「原子力災害からの福島復興の進捗について」を御説明します。

まず、1ページ目を御覧ください。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の主な進捗として、汚染水発生量は2020年平均で日量140立方メートルまで抑制し、中長期ロードマップの目標を達成しました。また、3号機からのプール燃料の取り出しを2月末に完了しまし

た。

2 ページ目です。ALPS処理水に関する検討状況は、昨年10月の廃炉・汚染水対策チーム会合以降、関係省庁において処分方法や風評対策等について更に検討を進めています。自治体や消費者団体等との意見交換を継続するなど理解醸成に努めつつ、丁寧に議論を深めた上で、適切なタイミングで政府として責任を持って結論を出していきます。

3 ページ目です。避難指示解除につきましては、2022年春から2023年春頃に、特定復興再生拠点区域の解除を目指し、復興庁や環境省等と連携しつつ、除染やインフラ整備を実施しています。また、拠点区域外についても、各自治体の個別の課題や要望を丁寧に伺い、解除に向けた方針の検討を加速化してまいります。

4 ページ目です。帰還困難区域を抱える6町村への帰還・居住に向けた動きを加速させるべく、各町村と個別に協議を行い、産業の活性化、居住・生活環境の充実に取り組みます。

5 ページ目です。産業復興に向けては、これまでの事業・なりわいの再建と新産業の集積に加え、人手の確保や来訪者の呼び込みという構造的課題に対応します。また、コロナ禍や福島県沖地震による企業への影響緩和にも引き続き取り組んでまいります。

6 ページ目です。交流人口拡大は、産業復興の加速、そして移住・定住の促進にもつながる重要な取組であり、福島県とともに交流人口拡大に向けた場づくりとアクションプランの策定に取り組んでまいります。

福島第一原発の廃炉と福島の復興は、第2期復興・創生期間においても、経済産業省の最重要課題であり、しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございました。

次に、私から「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定について御説明いたします。

お手元の資料3-1を御覧ください。

現行の基本方針は、令和元年12月に本会議での了承を得て閣議決定されたものであります。この決定以降、復興に関する様々な重要課題について検討が進められてまいりました。今回の改定は、その検討の進捗状況を基本方針に反映することなどにより、来年度以降の復興に万全を期すものであります。

改定の主な内容としては、資料の1枚目が、地震・津波被災地域についてのものです。ハード整備が総仕上げ段階にある中、被災者支援等に引き続き取り組んでまいります。

また、2枚目が原子力災害被災地域についてのものです。帰還促進に加えて移住の促進、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、国際教育研究拠点の整備、風評払拭の推進などを進めてまいります。

資料3-2としてお配りしたのですが、基本方針の本文の案であります。説明は、割愛させていただきます。

説明は、以上でございます。

本基本方針案について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○平沢復興大臣 異議なしということですので、本基本方針の改定案につきまして、本会議として了承といたしたいと思えます。

ありがとうございました。

次に、各大臣から御発言がございますので、よろしく願いいたします。順番に指名をさせていただきます。

まず初めに、赤羽国土交通大臣。

○赤羽国土交通大臣 国土交通省の東日本大震災復興の取組について、御報告させていただきます。

これまでの10年間の取組により、基幹インフラの復旧・整備や住宅の再建・復興まちづくりのハード事業は、地震・津波被災地域ではおおむね完了いたしました。この3月には、三陸沿岸道路の気仙沼湾横断橋が開通し、仙台市と宮古市が直結するなど、国土交通省が中心となって整備を進めている復興道路・復興支援道路の9割以上となる約510キロメートルが開通することになりますが、来年度より迎える第2期復興・創生期間におきましても、残る事業の早期完了に向けて着実に事業を推進してまいります。

また、福島において、復興・再生の拠点となる市街地の整備の着実な推進や観光復興の促進に取り組むとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島ロボットテストフィールドにおけるドローンや空飛ぶクルマの実現のための技術実証が円滑に行えるよう、現地に職員を派遣するなどの環境整備などを図ってまいります。

国土交通省といたしましては、引き続き、被災地の皆様に寄り添いながら、被災地の復興に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございました。

続きまして、小泉環境大臣。

○小泉環境大臣 おはようございます。

環境省の資料は参考資料3をお配りしていますが、1ページ目にあるとおり、30年以内に福島県外に中間貯蔵施設から除去土壌などを持っていくといったことの認知度が、福島県内でも5割、そして福島県外で約2割、これぐらいにしか知られていないということに大きな課題を感じています。このため、来年度から、この減容・再生利用の必要性・安全性などに関する全国での意見交換会を、私も出席する方向で、今、調整をしています。

加えて、福島県との連携を一層深めて、風評対策・風化対策という2つの風、そして脱炭素のまちづくり、この3つの視点で、福島県産の再生可能エネルギーの普及拡大なども取り組んでいきますし、環境省としても、環境省の一部の施設において2021年度の電力を福島県産再生可能エネルギー100%で調達する予定です。

環境省は、これからも常に福島とともにあるとの思いでしっかりと頑張っていきたいと思いをもちます。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続きまして、更田原子力規制委員会委員長。

○更田原子力規制委員会委員長 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進むよう、積極的な監視・指導を行っております。

引き続き、建屋滞留水の処理や放射性廃棄物の安定保管に向けた取組が適切に行われるよう、東京電力を監視・指導してまいります。

また、状況に応じた環境放射線モニタリングと情報発信を継続してまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、野上農林水産大臣。

○野上農林水産大臣 地震・津波被災地域では、この10年間の復旧・復興事業により、基盤となるインフラ整備は相当程度進展しました。

一方、原子力災害被災地域は、私自身も被災地を訪問し直接現地の声を聴いておりますが、営農再開の加速化、森林・林業の再生、漁業の本格的再開、風評払拭など、多くの課題があります。

このため、福島特措法改正による農地集積の特例措置の活用、広域の高付加価値産地の展開、森林整備や水産加工業の販路の回復・開拓などに様々な施策を講じてまいります。

今後とも、被災者の皆様に寄り添った支援をしっかりと進めてまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、田村厚生労働大臣。

○田村厚生労働大臣 厚生労働省といたしましては、引き続き、被災者に寄り添いながら、避難生活の長期化等に伴う避難者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、被災求職者に対するきめ細かな就職支援等にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続きまして、萩生田文部科学大臣。

○萩生田文部科学大臣 文部科学省は、被災した児童生徒に対する就学支援や心のケア、ふたば未来学園における魅力ある学校づくりへの支援や大学の知見の集積等による復興を支える人材育成、廃炉に関する研究開発、原子力損害賠償などを通じ、第2期復興・創生期間においても、引き続き被災者に寄り添った復興に全力で取り組んでまいります。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、武田総務大臣。

○武田総務大臣 総務省としては、第2期復興・創生期間以降においても、被災団体が実情に応じ復旧・復興事業を着実に実施できるよう、全国の自治体に対し職員派遣を要請するなど、被災団体の人材確保を支援してまいります。また、復旧・復興事業に関わる地方負担について、震災復興特別交付税による財政措置を講じてまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、茂木外務大臣。

○茂木外務大臣 震災10年の節目に、国際社会から受けた多くの支援に改めて感謝の気持ちを伝えるとともに、復興の進展を海外に発信することが重要です。

食品輸入規制についても、一日も早い全面撤廃を実現すべく、引き続き働きかけていきます。

また、震災から得た教訓を生かし、気候変動で激甚化する世界各地の自然災害にも対応すべく、防災分野での国際協力にもこれまで以上に貢献してまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、井上国務大臣。

○井上国務大臣 福島の創造的復興を目指す福島イノベーション・コースト構想や国際教育研究拠点の整備など、科学技術・イノベーションに関連する取組につきましては、科学技術・イノベーション政策の総合調整の観点から、積極的に協力してまいります。

また、消費者庁で実施した意識調査では、福島産の食品の購入をためらうと答えた方が今年は1割以下に減少しました。引き続き、関係府省と連携してリスクコミュニケーションに取り組み、福島産の食品の安全性に対する消費者の理解促進に努め、復興を後押ししてまいります。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、小此木国務大臣。

○小此木国務大臣 先月、東日本大震災の被災地を襲った地震については、総理の指示に基づき、被災地の生活と生業の再建に向けた支援策を取りまとめ、関係省庁一体となって支援を行っているところであります。

近年多発する大規模災害に対する防災力の向上のため、復興庁にこれまで蓄積された知見を共有いただくなど、人的・組織的な連携を図ってまいります。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

続いて、丸川オリパラ担当大臣。

○丸川国務大臣 復興オリンピック・パラリンピックの旗を引き続き高く掲げ、今月25日に福島県のJヴィレッジからスタートする聖火リレーの実施、被災地での競技開催、復興ありがとうホストタウンの推進などの取組により、大会を契機として、被災地の復興を後

押しします。

また、復興しつつある姿を世界に力強く発信するとともに、次世代につながる取組を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○平沢復興大臣 ありがとうございます。

それでは、御発言はここまでとさせていただきます。

ここで、プレスを入れさせていただきます。

(報道関係者入室)

○平沢復興大臣 それでは、総理から御挨拶をお願いいたします。

○菅内閣総理大臣 間もなく、東日本大震災から10年の節目を迎えます。被災地の方々の絶え間ない御努力によって、復興は着実に進展をしています。

昨年12月、岩手・宮城では、商業施設や防潮堤などを視察し、まちづくりやインフラ整備の進捗を実感しました。今後、これらの地域における被災者の心のケアやコミュニティー形成といったソフト面の施策に注力をしてまいります。

昨年9月に続いて先週末も福島を訪問し、地元の方々と移住されてきた方々が協力して新しい挑戦を行う熱い思いに触れることができました。福島の復興のため、その前提となる廃炉の安全で着実な実施、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組と区域外の方針検討の加速、さらに、移住の促進などに取り組んでまいります。

こうした状況を踏まえ、来年度から始まる復興期間に向けて、復興の基本方針を改定いたします。

福島の復興なくして、東北の復興なし。東北の復興なくして、日本の再生なし。この決意の下に、引き続き政府の最重要課題として取り組んでいく必要があります。閣僚全員が復興大臣であるとの認識の下に、被災地の復興に全力を尽くしていただきたいと思います。

○平沢復興大臣 総理、ありがとうございます。

報道関係者は、ここで退場願います。

(報道関係者退室)

○平沢復興大臣 それでは、本日はここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。